

蓮田市若年末期がん患者の

在宅ターミナルケア 支援事業のご案内

蓮田市では、若年の末期がん患者のかたが、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅サービス利用料の一部を補助します。

対象者

次のすべてに該当するかた

40歳未満で
市税の滞納がない
蓮田市民のかた

末期がん患者

医師が末期がんであることを認め、在宅療養生活への支援及び介護が必要なかた

他の制度において同等の補助または給付を受けることができないかた

サービス 内容

	対象	補助金額
■訪問介護	身体介護・生活援助・通院等乗降介助	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与を合わせて 月額 72,000 円 または、対象サービス利用料の9割のいずれか少ない額
■訪問入浴介護	訪問入浴介護	
■福祉用具の貸与	車いす(付属品含む)・特殊寝台(付属品含む)・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり(工事を伴わないもの)・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行補助杖・歩行器・移動用リフト(つり具部分を除く)・自動排泄処理装置	
■福祉用具の購入	腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分	一人 90,000 円 または、購入額の9割のいずれか少ない額

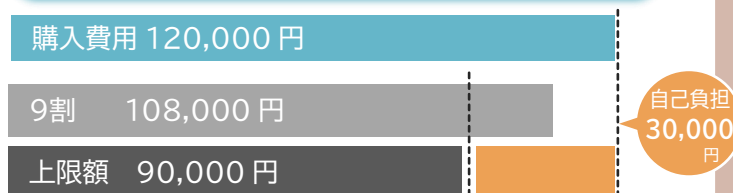
このほか、申請に必要な意見書作成料を補助します(上限額 5,000 円)
生活保護世帯のかたは、補助金額が異なります。詳細は下記までお問い合わせください。

例1) サービス利用料 70,000 円/月 利用の場合



9割<限度額 のため9割が補助額となる

例2) 福祉用具購入費用 120,000 円 の場合



9割>限度額 のため限度額が補助額となる

申請方法は裏面→

申請の流れ

1 利用申請

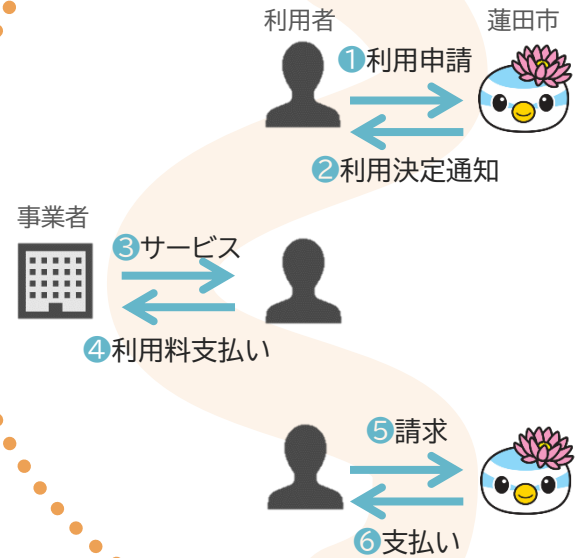
以下を健康増進課へご提出ください。(郵送可)

提出書類

1. 蓮田市若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書(様式1)
2. 蓮田市若年者在宅ターミナルケア支援事業意見書(様式2)

※ 意見書作成料を請求する場合は、蓮田市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式6)に領収書の**写し**を添えてご提出ください。

※ その他、申請者と利用者の本人確認書類をご提出いただきます。



2 利用決定の通知

申請内容を審査し、利用を決定すると、市から決定通知書(様式3)を郵送でお送りします。

3 サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者と契約を行い、利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書(サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求

以下を健康増進課へご提出ください。(郵送可)

提出書類

1. 蓮田市若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付申請書兼請求書(様式6)
2. サービス提供事業者が発行する領収書(写し)
3. サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書

※ 4月から翌年3月のサービス利用料は同年度内(3月中)に請求してください。

※ 請求が遅れる場合は、健康増進課まで事前にご連絡ください。

6 請求者への支払い

請求内容を審査し適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

※ 記入する書類は、蓮田市役所健康増進課で配布しています。

※ ホームページからもダウンロードすることもできます。

右記 QR コード または、蓮田市 HP から「若年がん」で検索
<https://www.city.hasuda.saitama.jp/>



蓮田市 若年がん

